

# 地方行財政の課題

令和3年9月8日

総務事務次官 黒田 武一郎

## 新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況

- 全年代への新型コロナウイルスワクチン接種率は、8/31時点で1回目約57.2%（約7,239万人）、2回目約46.2%（約5,851万人）
- 高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種率は、8/31時点で1回目約88.9%（約3,181万人）、2回目約86.8%（約3,106万人）

### <総接種回数内訳>

|       |              | 接種回数        | 接種率   |
|-------|--------------|-------------|-------|
| 総接種回数 |              | 130,900,617 | —     |
|       | 1回以上接種者      | 72,392,138  | 57.2% |
|       | 2回接種完了者      | 58,508,479  | 46.2% |
|       | うち高齢者（65歳以上） | 62,874,801  | —     |
|       | 1回以上接種者      | 31,814,591  | 88.9% |
|       | 2回接種完了者      | 31,060,210  | 86.8% |
|       | うち職域接種       | 13,225,021  | —     |
|       | 1回以上接種者      | 7,426,698   | —     |
|       | 2回接種完了者      | 5,798,323   | —     |

出典：政府CIOポータルワクチン接種状況ダッシュボード（9/1公表）

※1：総接種回数は、令和3年8月31日までのもの。

※2：9月1日公表分より、接種率の計算に用いる人口データを最新のもの（令和3年1月1日現在の住民基本台帳に基づくもの）に変更。

※3：職域接種は、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でワクチンの接種を行うものであり、令和3年8月29日までのもの。

## 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

### 4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

#### （1）感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築

（前略）

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終わることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」5を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

（後略）

## 日本を取り巻く環境変化

- **世界経済の変化**：単なる景気回復に留まらず、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生
  - ◆ カーボンニュートラル、◆ デジタル化、◆ 国際的な取引関係、国際秩序の新たな動き
- **国内の未来に向けた変化**：これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンス
  - ◆ 柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、◆ 環境問題への意識の高まり、◆ 東京一極集中変化の兆し

内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る

### 感染症の克服と 経済の好循環

- **感染症に対し強靱で安心  
できる経済社会の構築**
  - ◆ 感染症有事に備えた取組（医療提供体制、ワクチン等）
  - ◆ 効果的な感染防止策の継続・徹底
- **経済の好循環の加速・拡大**
  - ◆ 事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全
  - ◆ 自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営

### 成長を生み出す4つの原動力の推進

- **グリーン社会の実現**
  - ◆ グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起
  - ◆ 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
  - ◆ 成長に資するカーボンプライシングの活用
- **官民挙げたデジタル化の加速**
  - ◆ デジタル・ガバメントの確立
  - ◆ 民間部門におけるDXの加速
  - ◆ デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策
- **日本全体を元気にする活力ある地方創り**
  - ◆ 地方への新たな人の流れ、多核連携、分散型国づくり
  - ◆ 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者、賃上げ
  - ◆ 観光・インバウンド、農林水産業、スポーツ・文化芸術
- **少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現**
  - ◆ 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現
  - ◆ 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

### 経済・財政一体改革

- **改革の進捗等と感染症で  
顕在化した課題**
- **個別分野ごとの改革**
  - 全世代型社会保障改革、国と地方の役割分担、文教・科学技術、社会資本整備、税制改革
- **更なる推進のための枠組**
  - ◆ 「経済あつての財政」の下、デフレ脱却・経済再生に全力。
  - ◆ 財政健全化目標（2025年度PB黒字化等）の堅持
  - ※本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、目標年度を再確認
  - ◆ 2022～24年度の3年間、これまでと同様の歳出改革努力（歳出の目安）を継続

### 4つの原動力を支える基盤づくり

質の高い教育、イノベーション、女性、若者、セーフティネット、孤独・孤立対策、働き方改革、リカレント教育、経済安全保障、経済連携、対日直接投資、外国人材、外交・安全保障、安全で安心な暮らし

防災・減災、国土強靱化  
東日本大震災等からの復興

# 次なる時代を切り拓く活力ある地域社会の実現（総務省重点施策2022）

○:予算関連 ☆:制度関連 ※:その他

新型コロナウイルス感染症により顕在化した我が国が抱える課題を解決し、豊かさを実感できる次なる時代を切り拓くため、デジタル変革(DX)の加速とグリーン社会の実現や活力ある地方創り、安全・安心なくらしの実現、地方行財政基盤・持続可能な社会基盤の確保といった取組を進め、活力ある地域社会を実現する。

## I デジタル変革(DX)の加速とグリーン社会の実現

■ 全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるよう、情報通信行政の改革や国内外の情勢も踏まえた安全で信頼できる情報通信環境の整備を進めつつ、社会全体のデジタル変革(DX)を加速するとともに、経済と環境の好循環を生み出すよう、グリーン社会の実現に向けた取組を推進する。

### 1 情報通信行政の改革

- ☆通信・放送及びその隣接市場における横断的な市場分析・政策検討の実施
- ☆横断的な電波の利用状況の調査・評価・提言機能の強化 ☆携帯電話用周波数割当てプロセスの見直し
- ☆情報通信分野における外資規制の在り方の見直し等に関する検討

### 2 デジタル・ガバメントの推進

- マイナンバーカードの利便性向上、申請促進・交付体制強化
- 自治体DX(自治体情報システム標準化・共通化、行政手続オンライン化等)の推進
- 消防防災分野のDXの推進 ○デジタル時代における郵便局等の公的地域基盤連携の推進

### 3 民間におけるDXの加速・低消費電力の実現

- 5G・光ファイバ等の情報通信基盤の整備 ☆ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた措置
- ローカル5Gによる課題解決の促進 ○☆電波の有効利用促進
- 超低消費電力を実現するBeyond 5Gに向けた研究開発・戦略的な知財取得・国際標準化の推進
- インターネットエクスチェンジ・データセンターの地方分散によるトラフィック流通効率化
- グリーン社会に資する光ネットワークの研究開発
- AI(多言語同時通訳)・量子暗号・宇宙ICT等の研究開発 ○破壊的イノベーション創出人材の発掘
- ☆携帯電話料金の低廉化に向けた取組 ○情報銀行に関するルール整備

### 4 誰もが利用しやすい情報通信環境の推進・サイバーセキュリティの確保

- 高齢者等に向けたデジタル活用支援の一層の推進 ○情報バリアフリーの促進に向けた字幕番組の制作促進
- テレワークの推進 ○遠隔医療の推進
- ☆※インターネット上の誹謗中傷への対策及び利用者情報の適切な取扱いの確保
- サイバー攻撃に対応する技術開発・人材育成、産学官連携拠点の形成
- ☆電気通信事業者におけるデータの取扱いに係るガバナンス確保等の在り方についての検討
- 電気通信事業者による積極的なセキュリティ対策の推進

### 5 経済安全保障への対応・戦略的な経済連携の強化

- グローバルな環境変化を踏まえた通信インフラのサプライチェーン強靱化
- 5G、光海底ケーブル等のICTインフラシステム、放送コンテンツ、郵便、消防、行政相談、統計等の海外展開
- DFFT(信頼性のある自由なデータ流通)推進に向けたルール作り

### 6 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進

- 分散型エネルギーインフラプロジェクトの支援 ○地域の脱炭素を担う人材の支援
- ローカル脱炭素プロジェクトによる事業立上げの重点支援

## II 活力ある地方創り

■ 地方移住の関心が高まっている中、地方への新たな人の流れを強化し、子どもを産み育てやすい支え合う地域社会を実現するとともに、自立分散型地域経済の構築等を図ることにより、活力ある地方を創る。

### 7 地方への新たな人の流れの強化

- 地域おこし協力隊の強化等 ○地域活性化起業人の推進 ○スマートシティの推進

### 8 子どもを産み育てやすい支え合う地域社会の実現

- 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援
- ICTによる子育て環境づくり(自治体の行政手続オンライン化(再掲)、テレワークの推進(再掲))

### 9 自立分散型地域経済の構築・過疎地域の持続的発展の支援

- 地域資源を活かした地域の雇用創出 ○特定地域づくり事業の推進 ○新法に基づく過疎対策の推進

## III 防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現

■ 近年の自然災害の多様化・激甚化・頻発化により、防災・減災の重要性が一層増していることを踏まえ、消防防災力・地域防災力を充実強化するとともに、国土強靱化を推進し、安全・安心なくらしを実現する。

### 10 国土強靱化の推進

- 被災地方団体への人的支援の推進 ○ケーブルテレビの光化 ○放送ネットワークの強靱化
- ※公共安全LTEの推進 ○アラートの活用推進

### 11 消防防災力・地域防災力の充実強化

- 熱海市土石流災害を踏まえた対応 ○緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化
- 消防団や自主防災組織等の充実強化 ○火災予防対策の推進 ○地方公共団体の危機対応能力の強化
- 消防防災分野における女性の活躍推進 ○科学技術の活用による消防防災力の強化
- 被災地の消防防災力の充実強化

## IV 感染症への対応、活力ある地域社会の実現等を支える地方行財政基盤の確保

■ 感染症を踏まえた国と地方の連携等を推進するとともに、感染症への対応、活力ある地域社会の実現等を支える地方行財政基盤を確保する。

### 12 感染症を踏まえた国と地方の連携推進・新たな役割分担等

- ※感染症を踏まえた地方団体との連携推進 ☆国と地方の新たな役割分担についての検討
- 多様な広域連携の推進

### 13 地方の一般財源総額の確保等

- ☆感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題への対応
- ☆地方の一般財源総額の確保 ○基地交付金・調整交付金の確保
- ※デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化
- 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

## V 持続可能な社会基盤の確保

■ 次なる時代に向けた持続可能な社会基盤を確保するため、郵政事業、恩給、行政運営の改善、統計、主権者教育に係る取組を着実に進める。

### 14 郵政事業のユニバーサルサービスの充実

- ユニバーサルサービスの確保 ○デジタル時代における郵便局等の公的地域基盤連携の推進(再掲)

### 15 恩給の適切な支給

- 受給者の生活を支える恩給の支給

### 16 行政運営の改善を通じた行政の質の向上

- ☆行政不服審査法等の基本的・通則的な法制度、独立行政法人制度の運営・改善
- 国の行政の業務改革の推進等 ○政策評価等を通じたEBPMの推進
- 行政評価局調査機能及び行政相談機能の充実・強化

### 17 EBPMの推進及び基盤となる統計の整備

- 政策評価等を通じたEBPMの推進(再掲)
- 就業構造基本調査等の統計の整備による社会・経済実態の把握
- ビッグデータ等を活用した統計作成の推進 ○ユーザー視点に立った統計データの利活用促進

### 18 主権者教育の推進と投票しやすい環境の一層の整備

- 民主主義の担い手である若年層をはじめとした有権者に対する主権者教育の推進
- 投票しやすい環境の一層の整備

# 令和4年度の地方財政の課題

## 【通常収支分】

### 1. 感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

### 2. 地方の一般財源総額の確保

- (1) 社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行を抑制。
- (3) 地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。

### 3. デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進や自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル・ガバメントを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

## 【東日本大震災分】

### 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

# 令和4年度地方交付税の概算要求の概要

## 要求の考え方

- 「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし17.5兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

## 要求内容

- (1) 令和4年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ(4.5兆円)、平成8年度以来27年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (2) 財源不足の補填については、令和2年度から令和4年度における財源不足を補填するルールに基づき積算している。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

## 上記に基づく概算要求の姿

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)  
17兆5,008億円 + 事項要求 (R3 17兆4,385億円)  
(R3比 + 623億円)

# 令和4年度地方財政収支（仮試算）

- 財源不足額は、対前年度比▲5.6兆円の4.5兆円。折半対象財源不足が解消。
- 地方交付税(出口ベース)は、法定率分の増等により対前年度比+0.1兆円の17.5兆円。  
臨時財政対策債は、対前年度比▲2.2兆円の3.3兆円。

(単位:兆円)

|                          |                          |  |                            |             |               |                       |                        |
|--------------------------|--------------------------|--|----------------------------|-------------|---------------|-----------------------|------------------------|
| 歳出<br>90.1兆円<br>(+0.5兆円) | 給与関係経費<br>20.0<br>(▲0.2) | 一般行政経費<br>41.4 (+0.5)<br><br>〔うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0(同額)<br>うち 地域社会再生事業費 0.4(同額)<br>うち 地域デジタル社会推進費 0.2(同額)〕 | 投資的<br>経 費<br>11.9<br>(同額) | 維持補修費       | 公営企業繰出金       | 公債費<br>11.5<br>(▲0.0) | 水準超経費<br>1.3<br>(+0.2) |
|                          |                          |  |                            | 1.5<br>(同額) | 2.4<br>(▲0.0) |                       |                        |

|                          |                             |                          |                              |                         |            |         |                              |                 |
|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|-------------------------|------------|---------|------------------------------|-----------------|
| 歳入<br>90.1兆円<br>(+0.5兆円) | 国庫<br>支出金<br>15.0<br>(+0.2) | 地方債<br>等<br>10.9<br>(同額) | 地方税・地方譲与税等<br>42.6<br>(+2.4) | 地方交付税<br>17.5<br>(+0.1) | うち機構準備金の活用 | うち法定加算等 | 臨時財政<br>対策債<br>3.3<br>(▲2.2) | 建設地方債の増発<br>0.8 |
|                          |                             |                          |                              |                         | 0.2        | 0.2     |                              |                 |

財源不足額 4.5兆円(▲5.6兆円)

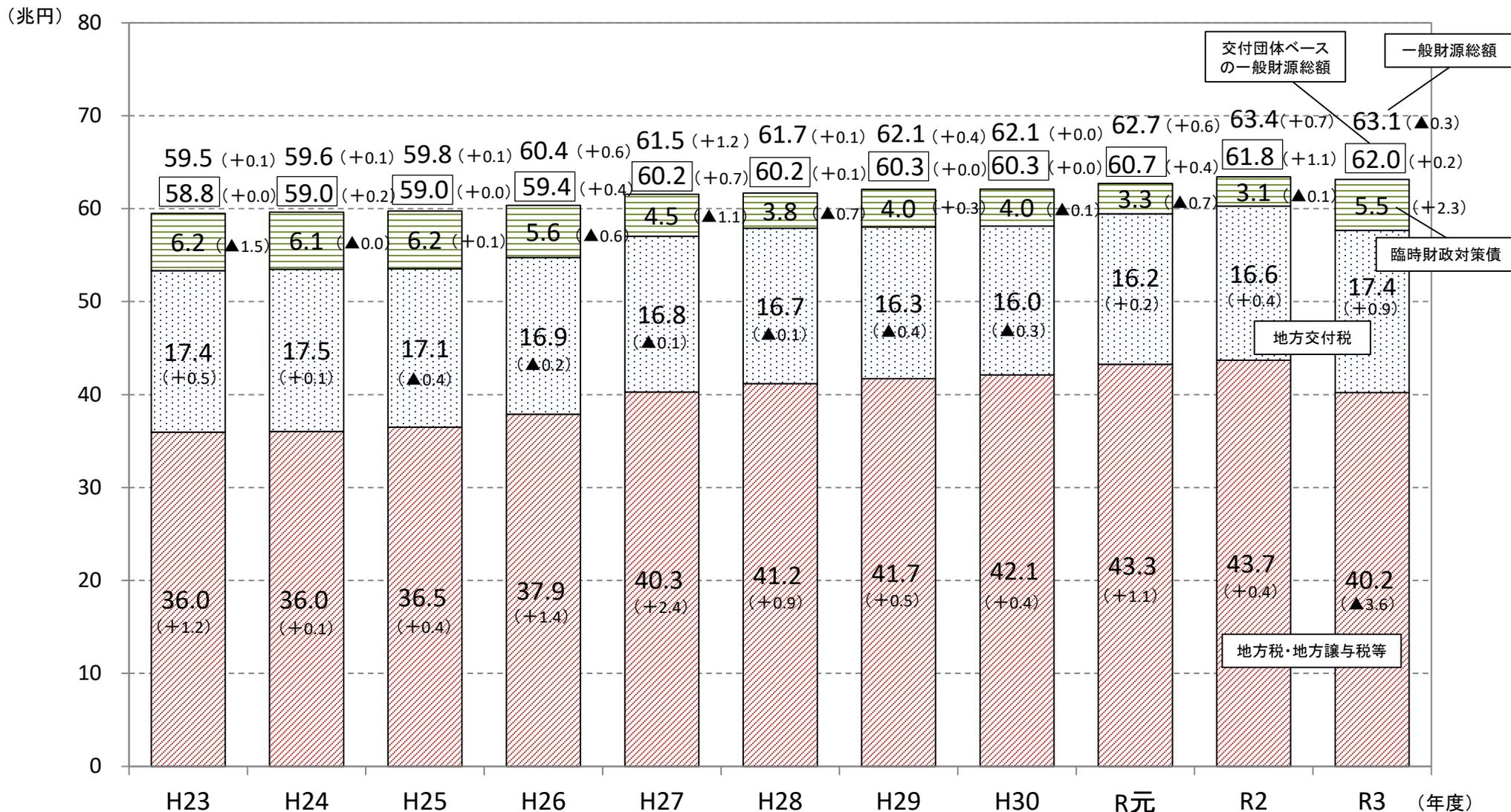
地方一般財源総額 63.4兆円(+0.3兆円)

地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.1兆円(+0.1兆円)

注:( )内は令和3年度当初※からの増減額

※地方税・地方譲与税の令和2年度徴収猶予の特例に伴う令和3年度収入見込額、公債費の猶予特例債の元利償還金を除く

# 地方一般財源総額の推移



- ※ 地方財政計画ベース
- ※ 四角囲みの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース
- ※ ( )内の数値は、対前年度増減
- ※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額
- ※ 令和3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

# デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

## デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属**の組織（**長は内閣総理大臣**）。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

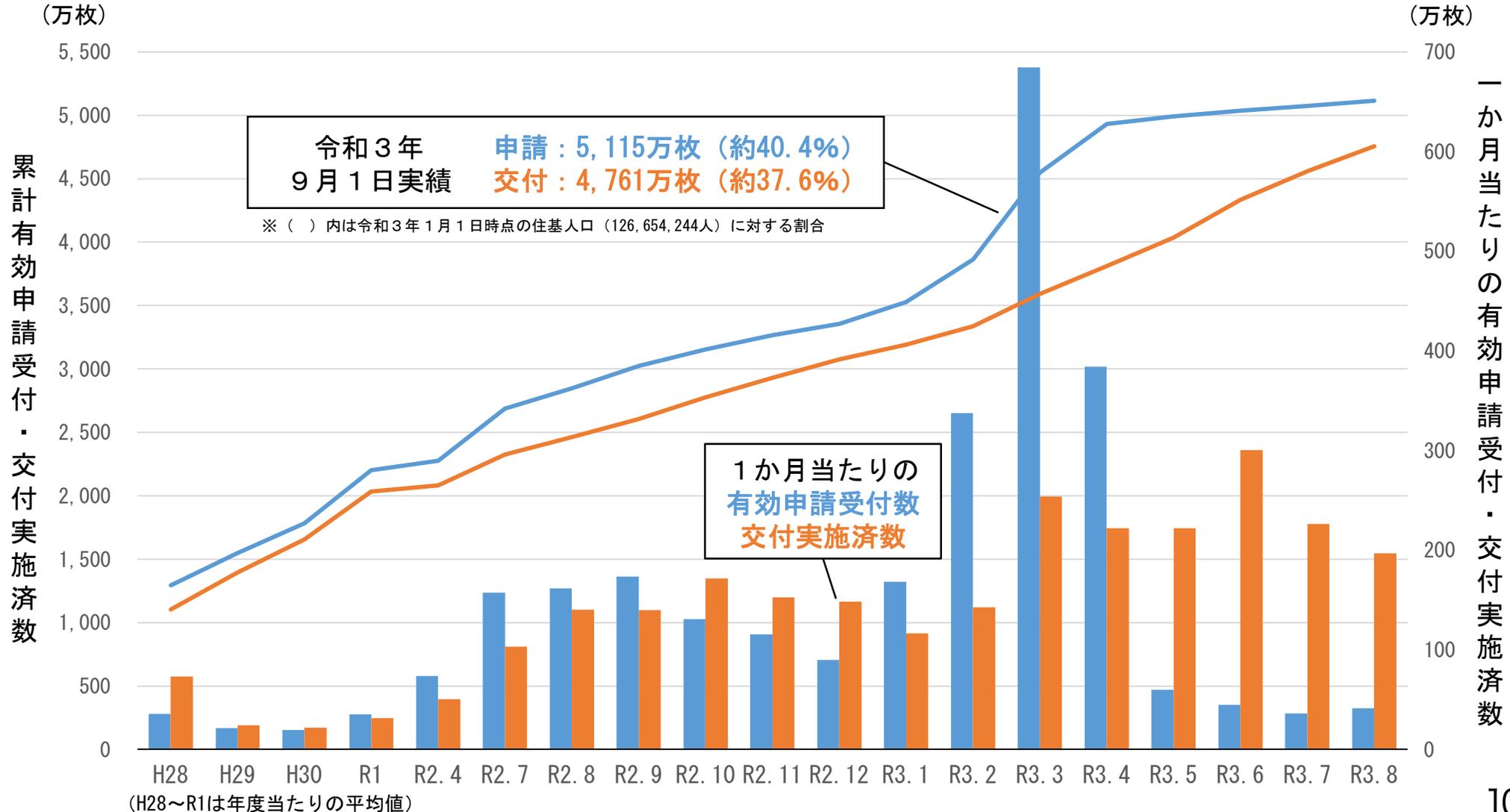
⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

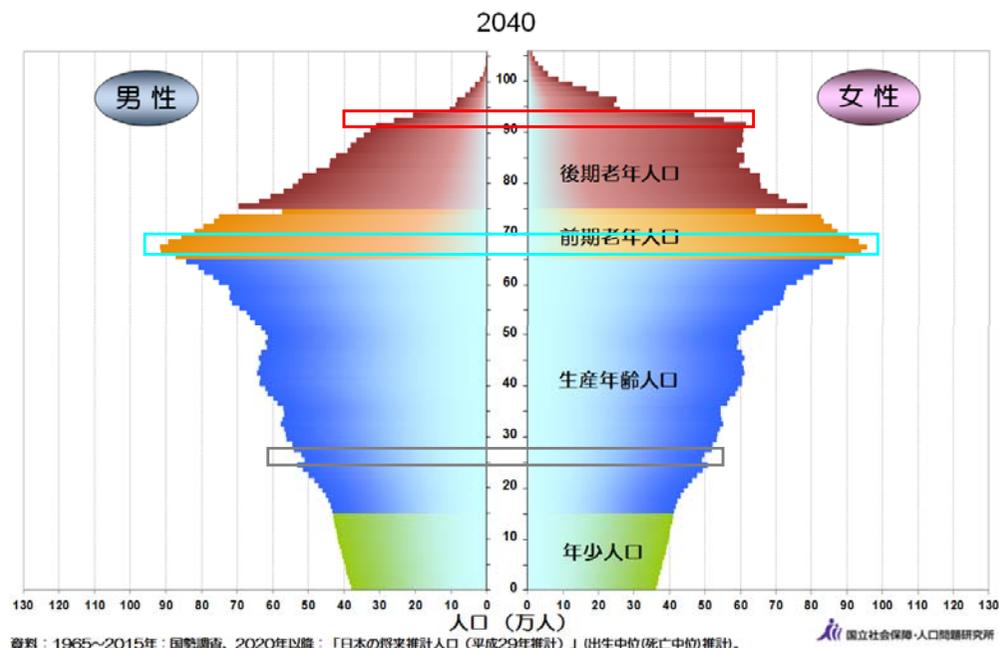
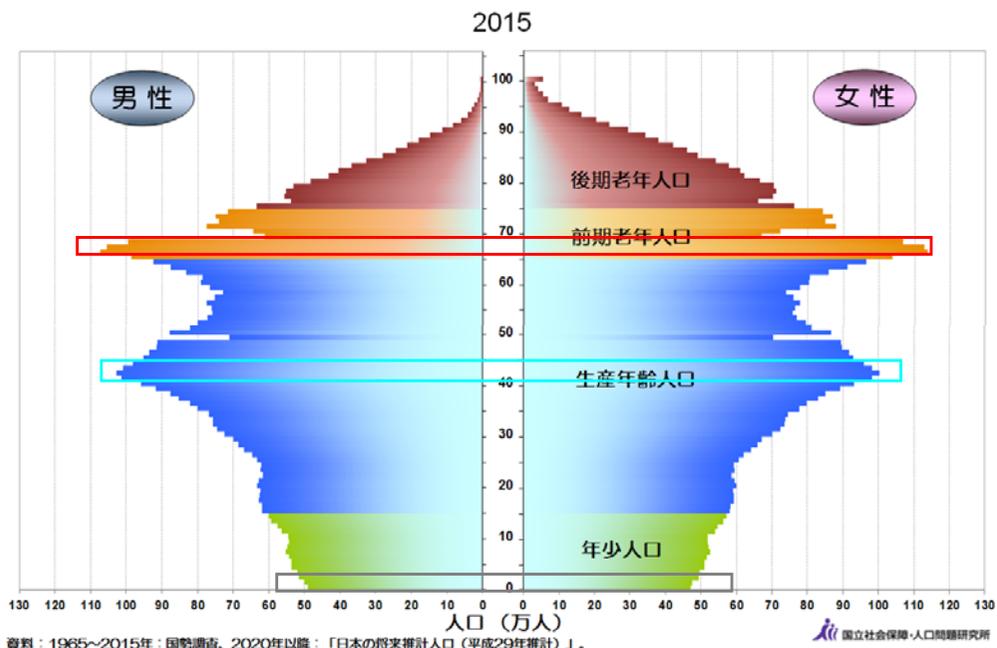
# マイナンバーカードの申請・交付状況

- これまでの普及促進に向けた様々な取組により、令和3年9月1日時点で、マイナンバーカードの申請数は約5,115万枚、交付数は約4,761万枚となった。
- 今後、広報活動の強化や市町村の交付体制の充実等により、更なる申請・交付の促進に取り組む。



# 我が国の人口の動向

- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。



出典：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

|                              | 出生数                 | 2015年※1           | 2040年※1             |
|------------------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| <b>団塊の世代</b><br>1947~49年生まれ  | 267.9万人<br>~269.7万人 | 215.2万人<br>66~68歳 | 80.4万人<br>91~93歳    |
| <b>団塊ジュニア</b><br>1971~74年生まれ | 200.1万人<br>~209.2万人 | 198.9万人<br>41~44歳 | 182.7万人<br>66~69歳   |
| <b>【参考】</b><br>2013~15年生まれ   | 100.4万人<br>~103.0万人 | 98.2万人<br>0~2歳    | 102.7万人※2<br>25~27歳 |

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、  
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

# 日本の将来推計人口における高齢化率について

(単位:万人、%)

| 項目<br>団体名 | 2015年(平成27年) |                  |                    | 2025年(令和7年) |                  |                    | 2040年(令和22年) |                  |                    |
|-----------|--------------|------------------|--------------------|-------------|------------------|--------------------|--------------|------------------|--------------------|
|           | 全人口<br>a     | 65歳以上<br>人口<br>b | 高齢化率<br>(%)<br>b/a | 全人口<br>a    | 65歳以上<br>人口<br>b | 高齢化率<br>(%)<br>b/a | 全人口<br>a     | 65歳以上<br>人口<br>b | 高齢化率<br>(%)<br>b/a |
| 北海道       | 538          | 157              | 29.1               | 502         | 172              | 34.4               | 428          | 175              | 40.9               |
| 青森県       | 131          | 39               | 30.2               | 116         | 42               | 36.7               | 91           | 40               | 44.4               |
| 岩手県       | 128          | 39               | 30.4               | 116         | 41               | 35.6               | 96           | 39               | 41.2               |
| 宮城県       | 233          | 60               | 25.7               | 223         | 70               | 31.2               | 193          | 73               | 37.9               |
| 秋田県       | 102          | 35               | 33.8               | 89          | 36               | 40.8               | 67           | 32               | 47.5               |
| 山形県       | 112          | 35               | 30.8               | 102         | 37               | 36.0               | 83           | 34               | 41.0               |
| 福島県       | 191          | 55               | 28.7               | 173         | 61               | 35.3               | 143          | 60               | 42.2               |
| 茨城県       | 292          | 78               | 26.7               | 275         | 88               | 32.0               | 238          | 91               | 38.2               |
| 栃木県       | 197          | 51               | 25.9               | 187         | 57               | 30.6               | 165          | 59               | 35.7               |
| 群馬県       | 197          | 55               | 27.6               | 187         | 59               | 31.8               | 164          | 62               | 37.7               |
| 埼玉県       | 727          | 180              | 24.8               | 720         | 203              | 28.2               | 672          | 230              | 34.2               |
| 千葉県       | 622          | 161              | 25.9               | 612         | 179              | 29.3               | 565          | 197              | 35.0               |
| 東京都       | 1,352        | 307              | 22.7               | 1,385       | 327              | 23.6               | 1,376        | 400              | 29.0               |
| 神奈川県      | 913          | 218              | 23.9               | 907         | 242              | 26.7               | 854          | 287              | 33.6               |
| 新潟県       | 230          | 69               | 29.9               | 213         | 73               | 34.4               | 181          | 71               | 39.2               |
| 富山県       | 107          | 33               | 30.6               | 100         | 34               | 33.8               | 86           | 33               | 38.8               |
| 石川県       | 115          | 32               | 27.8               | 110         | 34               | 31.0               | 99           | 36               | 35.9               |
| 福井県       | 79           | 23               | 28.6               | 74          | 24               | 32.5               | 65           | 24               | 37.2               |
| 山梨県       | 83           | 24               | 28.4               | 76          | 26               | 33.7               | 64           | 27               | 41.4               |
| 長野県       | 210          | 63               | 30.1               | 196         | 66               | 33.9               | 170          | 68               | 40.0               |
| 岐阜県       | 203          | 57               | 28.1               | 190         | 60               | 31.7               | 165          | 61               | 37.3               |
| 静岡県       | 370          | 103              | 27.8               | 351         | 112              | 31.9               | 309          | 116              | 37.5               |
| 愛知県       | 748          | 178              | 23.8               | 746         | 195              | 26.2               | 707          | 224              | 31.6               |
| 三重県       | 182          | 51               | 27.9               | 171         | 53               | 31.2               | 150          | 55               | 36.9               |

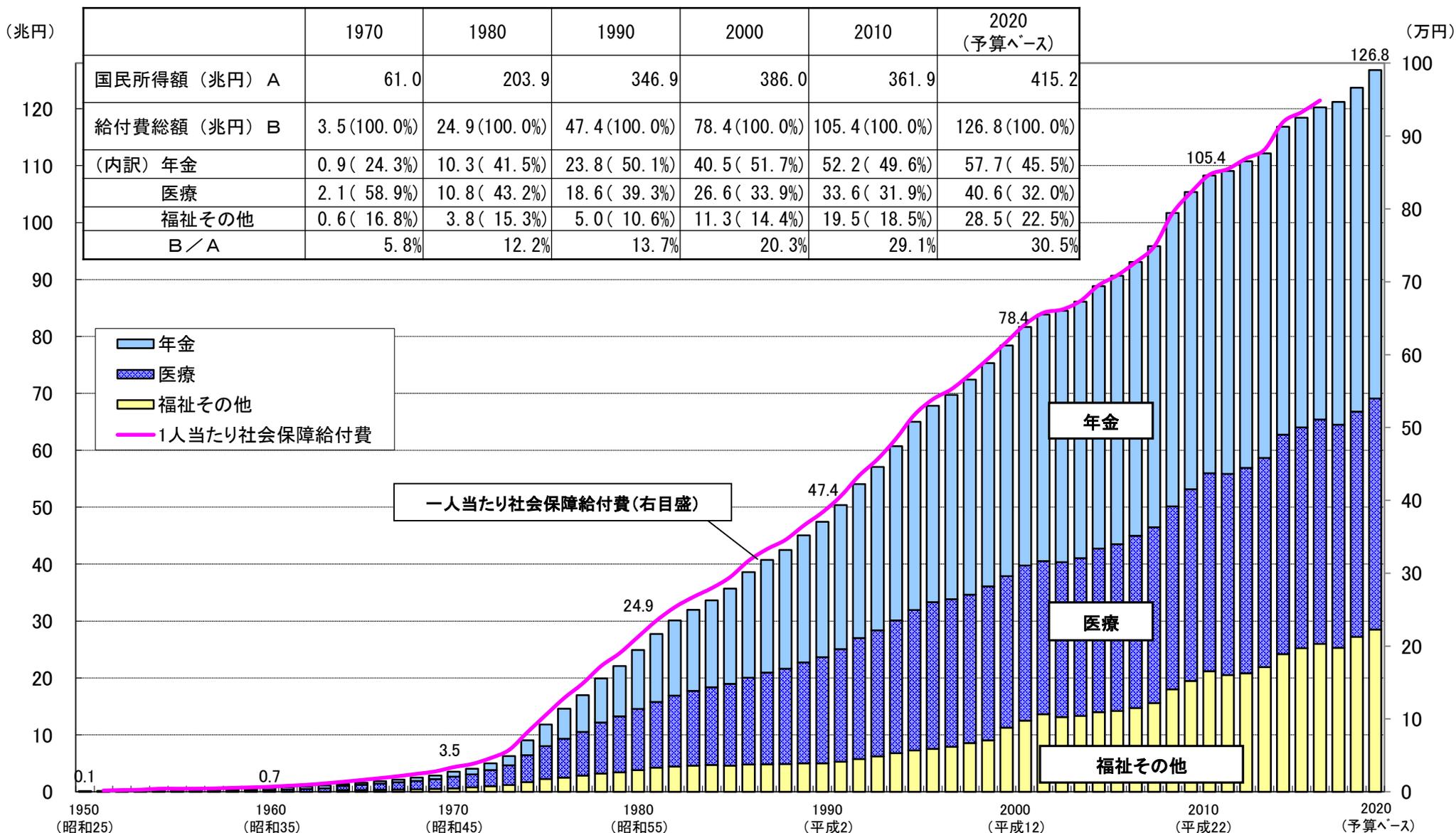
| 項目<br>団体名 | 2015年(平成27年) |                  |                    | 2025年(令和7年) |                  |                    | 2040年(令和22年) |                  |                    |
|-----------|--------------|------------------|--------------------|-------------|------------------|--------------------|--------------|------------------|--------------------|
|           | 全人口<br>a     | 65歳以上<br>人口<br>b | 高齢化率<br>(%)<br>b/a | 全人口<br>a    | 65歳以上<br>人口<br>b | 高齢化率<br>(%)<br>b/a | 全人口<br>a     | 65歳以上<br>人口<br>b | 高齢化率<br>(%)<br>b/a |
| 滋賀県       | 141          | 34               | 24.2               | 139         | 38               | 27.5               | 130          | 43               | 32.7               |
| 京都府       | 261          | 72               | 27.5               | 251         | 76               | 30.3               | 224          | 81               | 36.1               |
| 大阪府       | 884          | 232              | 26.2               | 853         | 243              | 28.5               | 765          | 265              | 34.7               |
| 兵庫県       | 553          | 150              | 27.1               | 531         | 163              | 30.8               | 474          | 177              | 37.3               |
| 奈良県       | 136          | 39               | 28.7               | 126         | 42               | 33.3               | 107          | 42               | 39.7               |
| 和歌山県      | 96           | 30               | 30.9               | 88          | 30               | 34.2               | 73           | 29               | 38.9               |
| 鳥取県       | 57           | 17               | 29.7               | 54          | 18               | 34.0               | 47           | 18               | 37.4               |
| 島根県       | 69           | 23               | 32.5               | 64          | 23               | 36.0               | 56           | 22               | 38.5               |
| 岡山県       | 192          | 55               | 28.7               | 185         | 58               | 31.3               | 168          | 59               | 34.9               |
| 広島県       | 284          | 78               | 27.5               | 276         | 84               | 30.3               | 252          | 86               | 34.1               |
| 山口県       | 140          | 45               | 32.1               | 129         | 46               | 35.5               | 110          | 42               | 38.6               |
| 徳島県       | 76           | 23               | 31.0               | 69          | 24               | 35.6               | 57           | 23               | 40.1               |
| 香川県       | 98           | 29               | 29.9               | 92          | 31               | 33.2               | 81           | 30               | 37.0               |
| 愛媛県       | 139          | 42               | 30.6               | 127         | 45               | 35.0               | 108          | 43               | 40.0               |
| 高知県       | 73           | 24               | 32.9               | 65          | 24               | 36.8               | 54           | 22               | 41.2               |
| 福岡県       | 510          | 132              | 25.9               | 504         | 149              | 29.6               | 470          | 159              | 33.7               |
| 佐賀県       | 83           | 23               | 27.7               | 78          | 25               | 32.4               | 70           | 25               | 35.8               |
| 長崎県       | 138          | 41               | 29.6               | 126         | 44               | 35.2               | 105          | 42               | 39.6               |
| 熊本県       | 179          | 51               | 28.8               | 169         | 56               | 33.2               | 151          | 55               | 36.2               |
| 大分県       | 117          | 36               | 30.4               | 109         | 38               | 34.8               | 95           | 36               | 38.1               |
| 宮崎県       | 110          | 33               | 29.5               | 102         | 36               | 35.0               | 88           | 34               | 38.7               |
| 鹿児島県      | 165          | 49               | 29.4               | 151         | 53               | 35.2               | 128          | 51               | 39.4               |
| 沖縄県       | 143          | 28               | 19.7               | 147         | 36               | 24.6               | 145          | 44               | 30.0               |
| 合計        | 12,709       | 3,387            | 26.6               | 12,254      | 3,677            | 30.0               | 11,092       | 3,921            | 35.3               |

※ 上表は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成30年(2018)推計）」のデータに基づく。

(2015年(平成27年)の人口は実績(H27国勢調査結果)、2025年(令和7年)及び2040年(令和22年)の人口は推計(出生中位(死亡中位))による。)

※ 高齢化率とは、全人口に占める65歳以上人口の比率であり、上表では表示単位未満の数値(単位:人)を元に算出している。

# 社会保障給付費の推移

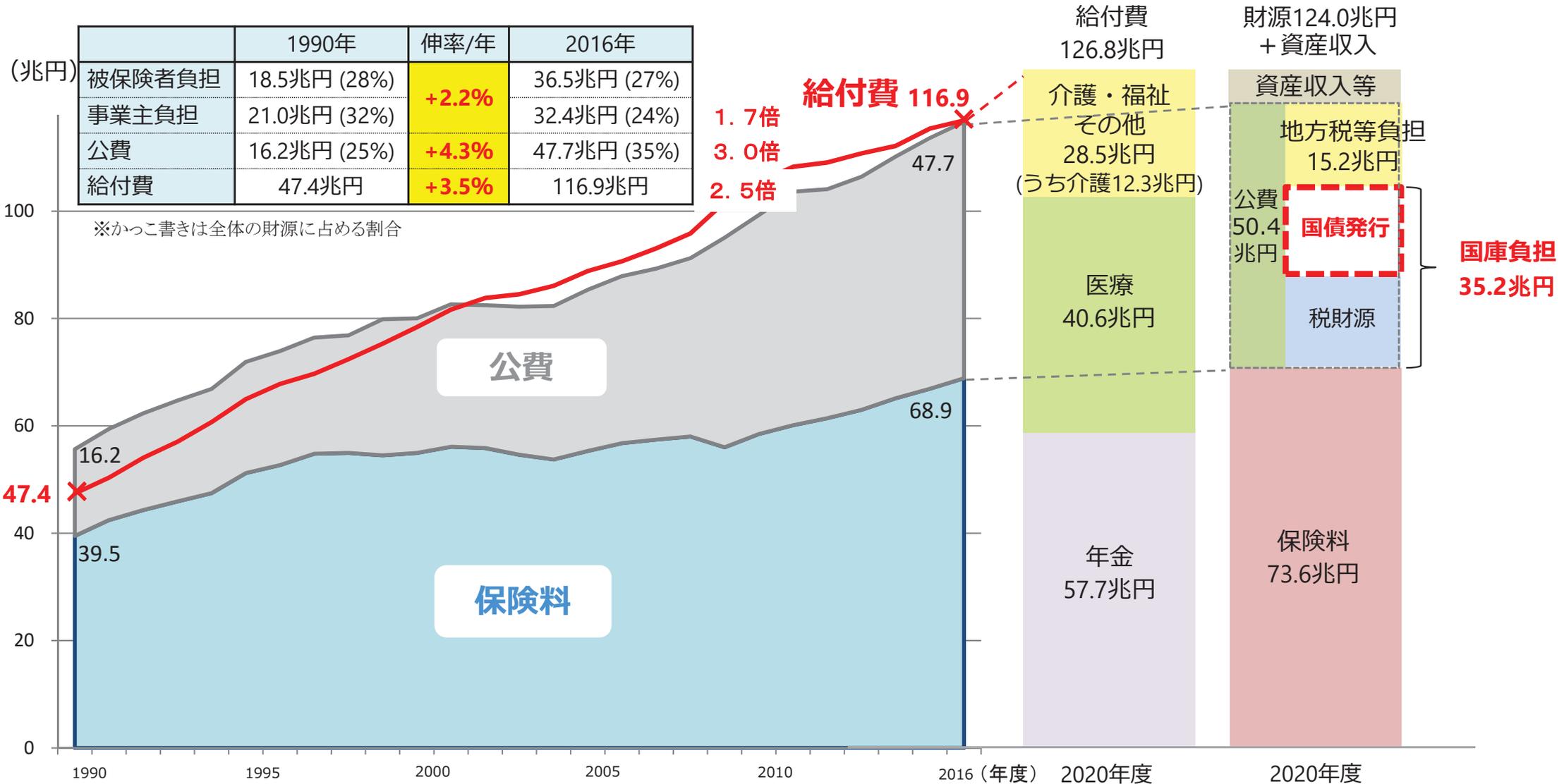


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、2018~2020年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2020年度の国民所得額は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和2年1月20日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2020年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

# 社会保障給付費の増に伴う公費負担の増



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2020年度は厚生労働省(当初予算ベース)による。

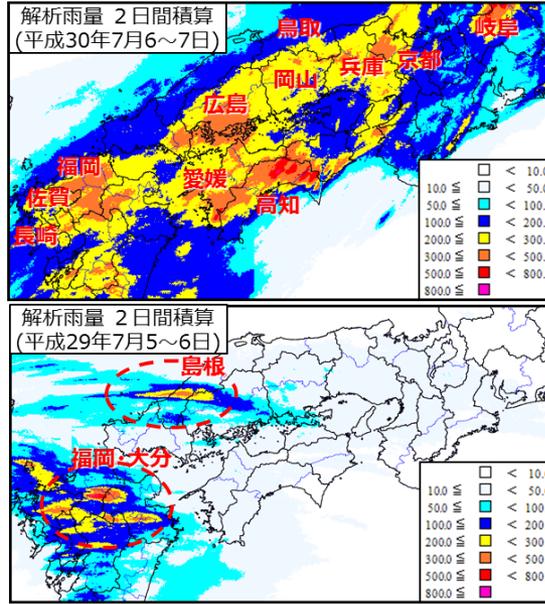
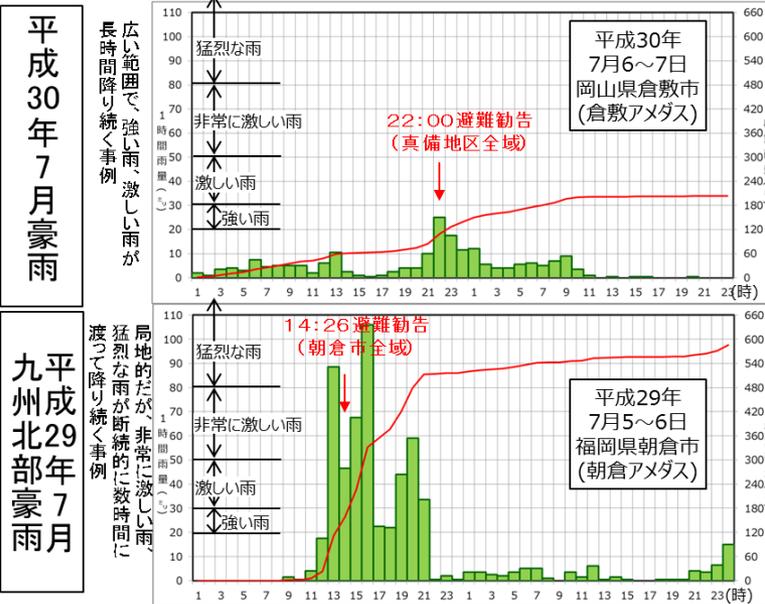
# 新たな気象状況「局地化」・「集中化」・「激甚化」

- 時間雨量が50mmを上回る雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が**局地化・集中化・激甚化**
- 平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨では**バックビルディング**形成による線状降水帯の豪雨が発生。令和2年7月豪雨でも、短時間に複数の線状降水帯が発生。

## 近年の風水害 (R2.7.22現在)

| 災害            | 概要  |
|---------------|---|
| 平成29年7月九州北部豪雨 | 線状降水帯が形成・維持され、九州北部地方で記録的な大雨。福岡県、大分県の両県で、死者・行方不明者44人。  |
| 平成30年7月豪雨     | 西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、局地的には線状降水帯が形成。西日本から東海地方を中心に広範囲で観測史上1位の雨量の記録を更新。死者・行方不明者232人。         |
| 令和元年房総半島台風    | 千葉県千葉市で最大風速 35.9メートル、最大瞬間風速 57.5メートルを観測するなど、関東地方南部で猛烈な風を観測し、多くの地点で観測史上1位の風速を更新する記録的な暴風。千葉県を中心に停電や通信障害等の被害が発生。 |
| 令和元年東日本台風     | 1都12県に大雨特別警報が発表されるなど、広範囲に甚大な被害。死者・行方不明者は100名超。  |
| 令和2年7月豪雨      | 梅雨前線が長期間停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で記録的な大雨。死者84人。(令和2年12月3日現在)。                                  |

## 平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨の例



## 近年の記録的短時間大雨情報の発表状況

- 平成27年: 38回
  - 平成28年: 58回
  - 平成29年: 109回
  - 平成30年: 123回
  - 令和元年: 96回
- (気象庁資料等)

(「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」第3回資料より)

# 発生が懸念される主な大規模地震

我が国は、4つのプレートに囲まれ、世界の地震(M6以上)の約2割が発生するなど、地震の多発する国また、我が国には、約2,000の活断層があるといわれている



| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震<br>(千島海溝沿い、三陸沖から房総沖) |   |
|---------------------------------------|---|
| 発生確率                                  | 今後30年間で根室～茨城県沖までM7～8.8程度以上クラスの地震が高い確率で発生(根室沖80%程度、茨城県沖90%程度以上など)                  |
| 被害想定                                  | <M8.6(明治三陸タイプ)><br>・死者約2,700人<br><M8.2(宮城県沖タイプ)><br>・経済被害約1.3兆円<br>(H18.1中防会議事務局) |
| 計画等                                   | 基本計画(H18.3中防会議決定)   |

| 南海トラフ地震 |  |
|---------|--|
| 発生確率    | 今後30年間でM8～9クラスの地震が70%～80%の確率で発生  |
| 被害想定    | <M9.1(最大値)><br>・死者約32万人<br>・経済被害約220兆円(H25.5中防会議南トラWG)                 |
| 計画等     | ・基本計画(H26.3中防会議決定)<br>・具体活動計画(H27.3中防会議幹事会決定)<br>・消防庁アクションプラン(H28.3策定) |

| 首都直下地震(その他の南関東の地震) |   |
|--------------------|---|
| 発生確率               | 今後30年間でM7クラスの地震が70%程度の確率で発生   |
| 被害想定               | <都心南部直下地震M7.3(最大値)><br>・死者約2.3万人(うち火災による死者約1.6万人)<br>・経済被害約95兆円(H25.12中防会議首都WG) |
| 計画等                | ・基本計画(H27.3閣議決定)<br>・具体活動計画(H28.3中防会議幹事会決定)<br>・消防庁アクションプラン(H29.3見直し)           |

※中防会議: 中央防災会議

内閣府による平成30年度時点の再計算によれば、死者約23万人、経済被害約208兆円(R1.5.31中央防災会議報告)

# 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

## 1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

## 2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

|  |              |
|--|--------------|
| 1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]                | おおむね12.3兆円程度 |
| (1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]               |              |
| (2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策] |              |
| 2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]           | おおむね 2.7兆円程度 |
| 3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]        | おおむね 0.2兆円程度 |
| (1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]                    |              |
| (2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]               |              |
| 合 計  | おおむね15兆円程度   |

## 3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

## 公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

### <公共施設等総合管理計画の内容>

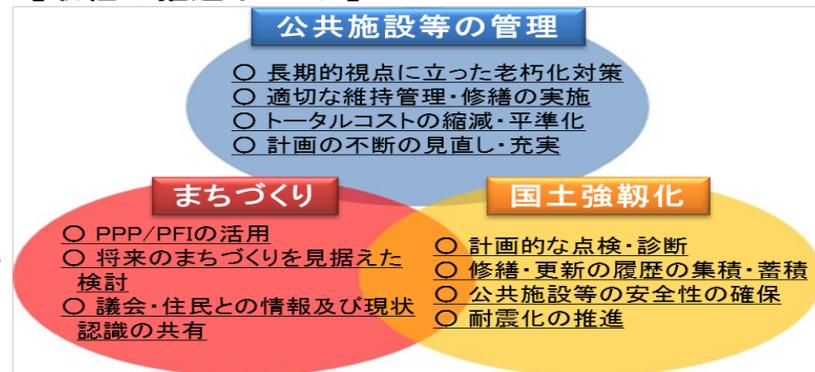
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

### <公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

**令和3年度までに、個別施設計画を踏まえた見直しを行うもの。**

### 【取組の推進イメージ】



## 個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※令和2年度までに策定

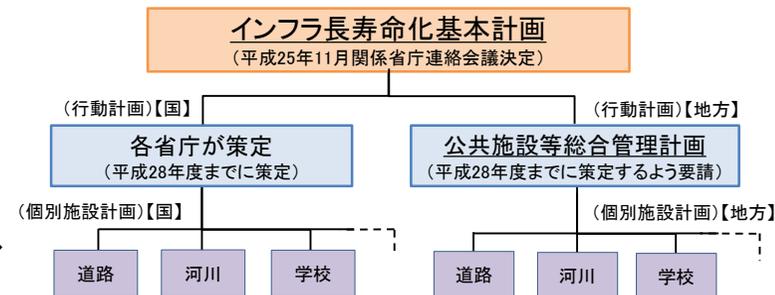
### <個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

### 【インフラ長寿命化計画の体系】



発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

## 基本姿勢及び各分野の取組

### 1. 地震・津波被災地域

#### 復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

#### ○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

#### ○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

#### ○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

#### ○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続  
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

#### ○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)  
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

#### ○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

### 3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備  
・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

## 事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度  
※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

## 2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要  
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

#### ○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施  
・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

#### ○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等  
・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

#### ○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続  
・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備  
・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

#### ○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

#### ○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

#### ○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

#### ○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信  
・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進

## 組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転  
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

- 新型コロナウイルス感染症は地域経済や住民生活になお大きな影響を及ぼしている一方、**地方への移住に関する関心の高まり**とともに**テレワークを機に**人の流れに変化の兆しがみられるなど、**国民の意識・行動が変化**。
- こうした変化を踏まえ、本基本方針では、①地域の将来を「我が事」として捉え、地域が**自らの特色や状況を踏まえて自主的・主体的に取り組めるようになる**、②都会から地方への**新たなひとやしごとの流れを生み出す**ことを目指す。これにより、訪れたい・住みたいと思えるような魅力的な地域を実現していく。
- この実現に向け、感染症が拡大しない地域づくりを含め、**総合戦略に掲げた政策体系(4つの基本目標及び2つの横断的目標)に基づいて取組を進める**に当たり、**新たに、3つの視点(ヒューマン、デジタル、グリーン)を重点に据え**、地方創生の取組のバージョンアップを図りつつ、**まち・ひと・しごと創生本部が司令塔**となって、**政策指標をしっかりと立て**、全省庁と連携を取りながら政府一丸となって総合的に推進する。

## 感染症の影響を踏まえた基本的な方向性

- 感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出

### <現下の状況>

- ・テレワーク実施率の急増
- ・特に若い世代の地方への関心の高まり
- ・東京から地方への個人・企業の転出の動き

- 各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

### <自主的・主体的な取組を実施する上で留意すべき流れ>

- ・感染症や人口減少等を踏まえた地域課題の解決のためのデジタル化への関心の高まり
- ・地域の活性化に繋がる再生エネルギーや、新たな価値観としての地方創生SDGsへの関心の高まり

## 地方創生の3つの視点

- ヒューマン(地方へのひとの流れの創出、人材支援)



地方創生テレワーク



関係人口

- デジタル(地方創生に資するDXの推進)



地域データ活用



交通分野におけるデジタル化

- グリーン(地方が牽引する脱炭素社会の実現)



再生可能エネルギー



洋上風力発電システム

# 2-3. 第2期「総合戦略」改訂の概要③

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)について  
(令和2年12月21日閣議決定)(抜粋)

## 【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方創生の今後の方向性】

- ①感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出
- ②各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

＜国の姿勢＞  
各地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、  
地域のみでは対応しきれない面を支援。

### 目指すべき将来

- 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現
- 人口減少を和らげる
  - 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
  - 魅力を育み、ひとが集う
    - 地方に住みたい希望の実現
- 地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する
- 人口減少に適応した地域をつくる
- 「東京圏への一極集中」の是正



# 新しい過疎対策について

## 新過疎法

本年3月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が成立（議員立法、全会一致）

※本年4月1日施行、令和13年3月31日までの時限立法

### 1. 前文・目的

・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

### 2. 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

#### <見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年→昭和50年）
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%→23%）
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定（財政力指数は市町村平均（0.51）以下ではなく市平均（0.64）以下）
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年（昭和35年）の併用、「みなし過疎」の継続措置

#### <過疎地域の増減>

|             |        |
|-------------|--------|
| 令和3年3月31日時点 | 817団体  |
| うち、卒業団体     | －)45団体 |
| 新規団体        | ＋)48団体 |
| 令和3年4月1日時点  | 820団体  |

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

### 3. 卒業団体への経過措置

- ・期間を6年間（財政力が低い団体は7年間）に延長（旧法：5年間）
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加（旧法：国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行）

### 4. 支援措置

#### ・過疎対策事業債

旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加  
<参考> 令和3年度地方債計画額 5,000億円（令和2年度 4,700億円）

#### ・国庫補助率のかさ上げ

公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

#### ・国税の特例・地方税の減収補填措置

業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

#### ・都道府県代行（基幹道路、公共下水道）

基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化

#### ・配慮措置

市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

#### ・過疎地域持続的発展支援交付金（予算措置）

人材の育成・活用やICT等技術活用に向けた支援の充実

<参考> 令和3年度予算額 7.8億円（令和2年度予算額 6.9億円）

### 5. その他

- ・都道府県の責務を規定（広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等）
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加（目標、計画の達成状況の評価等）
- ・主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣）

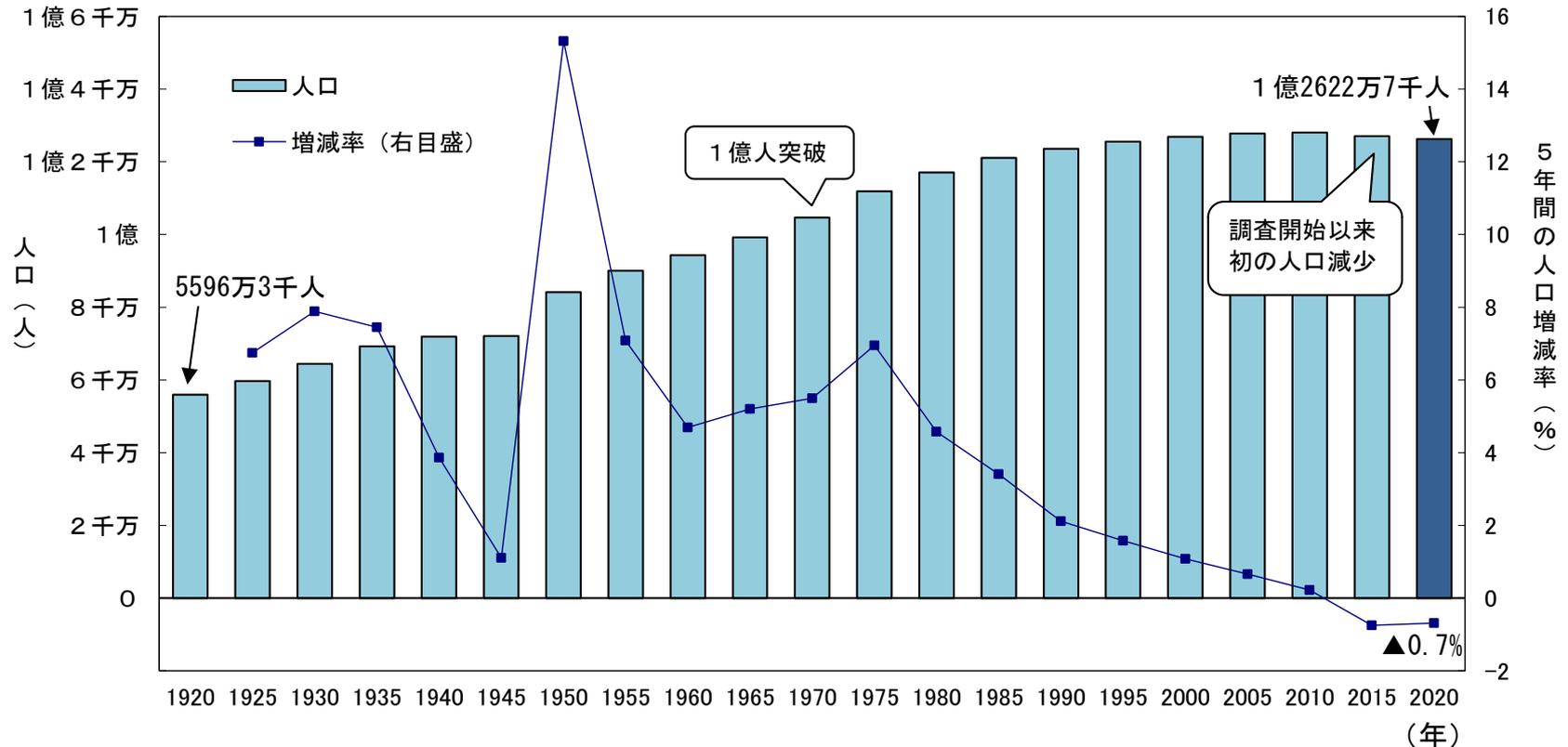
#### <今後の予定>

各都道府県及び過疎関係市町村（卒業団体を含む。）において、過疎地域持続的発展方針（都道府県）、過疎地域持続的発展計画（市町村、都道府県）を策定

# 令和2年国勢調査人口速報集計結果（全国の人口・世帯）

- ・ 2020年10月1日現在の我が国の人口は1億2622万7千人  
2015年に比べ86万8千人の減少（▲0.7%）となり、2015年に引き続き減少
- ・ 少子高齢化による自然減が続く中、外国人の増加等を背景に、減少幅はほぼ横ばい（▲0.8%→▲0.7%）
- ・ 世帯数は5572万世帯で、単身世帯の増加等を背景に一貫して増加
- ・ 1世帯当たり人員は2.27人となり、比較可能な1970年以降、一貫して減少

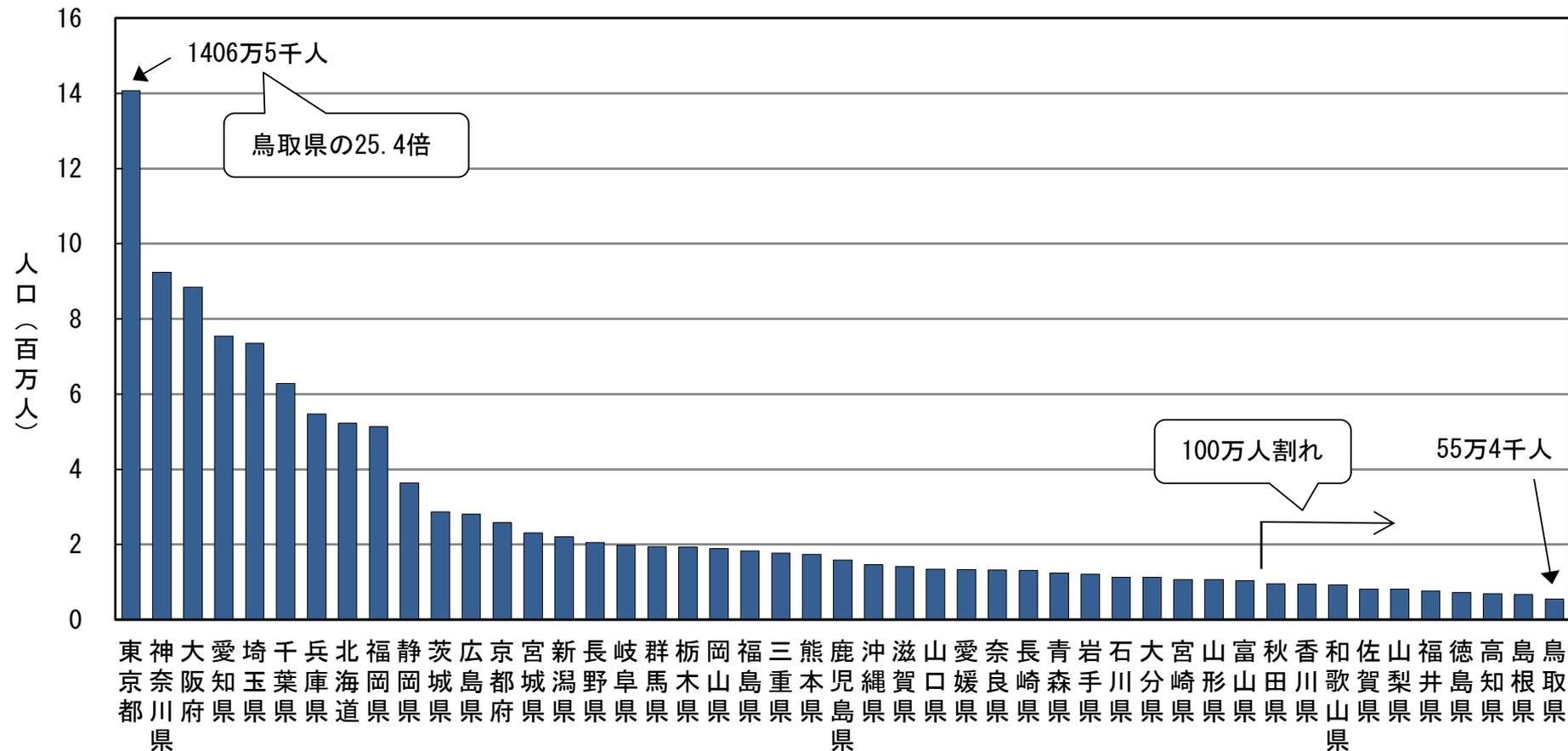
図 I 人口及び人口増減率の推移



# 令和2年国勢調査人口速報集計結果（都道府県の人口①）

- ・人口が最も多いのは東京都（1406万5千人）で全国の11.1%  
東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）で全国の約3割（29.3%）を占める
- ・最も少ないのは鳥取県（55万4千人）  
東京都の人口規模は鳥取県の25.4倍（2015年：23.6倍）

図Ⅱ 都道府県別人口(2020年)



# 令和2年国勢調査人口速報集計結果（都道府県の人口②）

表 都道府県別人口及び増減率(2015年～2020年)

| 都道府県 | 人口（人）      |            | 増減率<br>（％） | 都道府県 | 人口（人）     |           | 増減率<br>（％） | 都道府県 | 人口（人）     |           | 増減率<br>（％） |
|------|------------|------------|------------|------|-----------|-----------|------------|------|-----------|-----------|------------|
|      | 2015年      | 2020年      |            |      | 2015年     | 2020年     |            |      | 2015年     | 2020年     |            |
| 東京都  | 13,515,271 | 14,064,696 | 4.1        | 岐阜県  | 2,031,903 | 1,979,781 | ▲ 2.6      | 石川県  | 1,154,008 | 1,133,294 | ▲ 1.8      |
| 神奈川県 | 9,126,214  | 9,240,411  | 1.3        | 群馬県  | 1,973,115 | 1,940,333 | ▲ 1.7      | 大分県  | 1,166,338 | 1,124,597 | ▲ 3.6      |
| 大阪府  | 8,839,469  | 8,842,523  | 0.0        | 栃木県  | 1,974,255 | 1,934,016 | ▲ 2.0      | 宮崎県  | 1,104,069 | 1,070,213 | ▲ 3.1      |
| 愛知県  | 7,483,128  | 7,546,192  | 0.8        | 岡山県  | 1,921,525 | 1,889,607 | ▲ 1.7      | 山形県  | 1,123,891 | 1,068,696 | ▲ 4.9      |
| 埼玉県  | 7,266,534  | 7,346,836  | 1.1        | 福島県  | 1,914,039 | 1,834,198 | ▲ 4.2      | 富山県  | 1,066,328 | 1,035,612 | ▲ 2.9      |
| 千葉県  | 6,222,666  | 6,287,034  | 1.0        | 三重県  | 1,815,865 | 1,771,440 | ▲ 2.4      | 秋田県  | 1,023,119 | 960,113   | ▲ 6.2      |
| 兵庫県  | 5,534,800  | 5,469,184  | ▲ 1.2      | 熊本県  | 1,786,170 | 1,739,211 | ▲ 2.6      | 香川県  | 976,263   | 951,049   | ▲ 2.6      |
| 北海道  | 5,381,733  | 5,228,885  | ▲ 2.8      | 鹿児島県 | 1,648,177 | 1,589,206 | ▲ 3.6      | 和歌山県 | 963,579   | 923,033   | ▲ 4.2      |
| 福岡県  | 5,101,556  | 5,138,891  | 0.7        | 沖縄県  | 1,433,566 | 1,468,410 | 2.4        | 佐賀県  | 832,832   | 812,013   | ▲ 2.5      |
| 静岡県  | 3,700,305  | 3,635,220  | ▲ 1.8      | 滋賀県  | 1,412,916 | 1,414,248 | 0.1        | 山梨県  | 834,930   | 810,427   | ▲ 2.9      |
| 茨城県  | 2,916,976  | 2,868,554  | ▲ 1.7      | 山口県  | 1,404,729 | 1,342,987 | ▲ 4.4      | 福井県  | 786,740   | 767,433   | ▲ 2.5      |
| 広島県  | 2,843,990  | 2,801,388  | ▲ 1.5      | 愛媛県  | 1,385,262 | 1,335,694 | ▲ 3.6      | 徳島県  | 755,733   | 719,704   | ▲ 4.8      |
| 京都府  | 2,610,353  | 2,579,921  | ▲ 1.2      | 奈良県  | 1,364,316 | 1,325,437 | ▲ 2.8      | 高知県  | 728,276   | 692,065   | ▲ 5.0      |
| 宮城県  | 2,333,899  | 2,303,487  | ▲ 1.3      | 長崎県  | 1,377,187 | 1,313,103 | ▲ 4.7      | 島根県  | 694,352   | 671,602   | ▲ 3.3      |
| 新潟県  | 2,304,264  | 2,202,358  | ▲ 4.4      | 青森県  | 1,308,265 | 1,238,730 | ▲ 5.3      | 鳥取県  | 573,441   | 553,847   | ▲ 3.4      |
| 長野県  | 2,098,804  | 2,049,683  | ▲ 2.3      | 岩手県  | 1,279,594 | 1,211,206 | ▲ 5.3      |      |           |           |            |

# 令和2年国調人口（速報値）に基づく計算結果の概要

## ○ アダムズ方式による定数配分計算結果

※ 区割り審は、この結果に基づき、較差2倍未満となるよう令和4年6月25日までに勧告を行うこととされている。

### ① 衆議院小選挙区の都道府県別定数配分：10増10減（衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第2項）

- (1) 定数増加：東京都は5増、神奈川県は2増、その他は1増  
東京都（25→30）、神奈川県（18→20）、埼玉県（15→16）、千葉県（13→14）、愛知県（15→16）
- (2) 定数減少：いずれも1減  
宮城県（6→5）、福島県（5→4）、新潟県（6→5）、滋賀県（4→3）、和歌山県（3→2）、  
岡山県（5→4）、広島県（7→6）、山口県（4→3）、愛媛県（4→3）、長崎県（4→3）

### ② 衆議院比例代表の選挙区別定数配分：3増3減（公職選挙法第13条第7項）

- (1) 定数増加：東京都選挙区（17→19）、南関東選挙区（22→23）
- (2) 定数減少：東北選挙区（13→12）、北陸信越選挙区（11→10）、中国選挙区（11→10）

## ○ 衆議院小選挙区の較差の状況

較差2倍以上（対鳥取2区）の選挙区：20選挙区（大阪9区及び福岡1区を除き、定数増による改定対象都県の選挙区）

東京都【12】（2区、3区、4区、5区、6区、8区、9区、10区、13区、16区、22区、24区）、  
神奈川県【4】（5区、10区、13区、15区）、埼玉県【1】（1区）、愛知県【1】（7区）、大阪府【1】（9区）、福岡県【1】（1区）

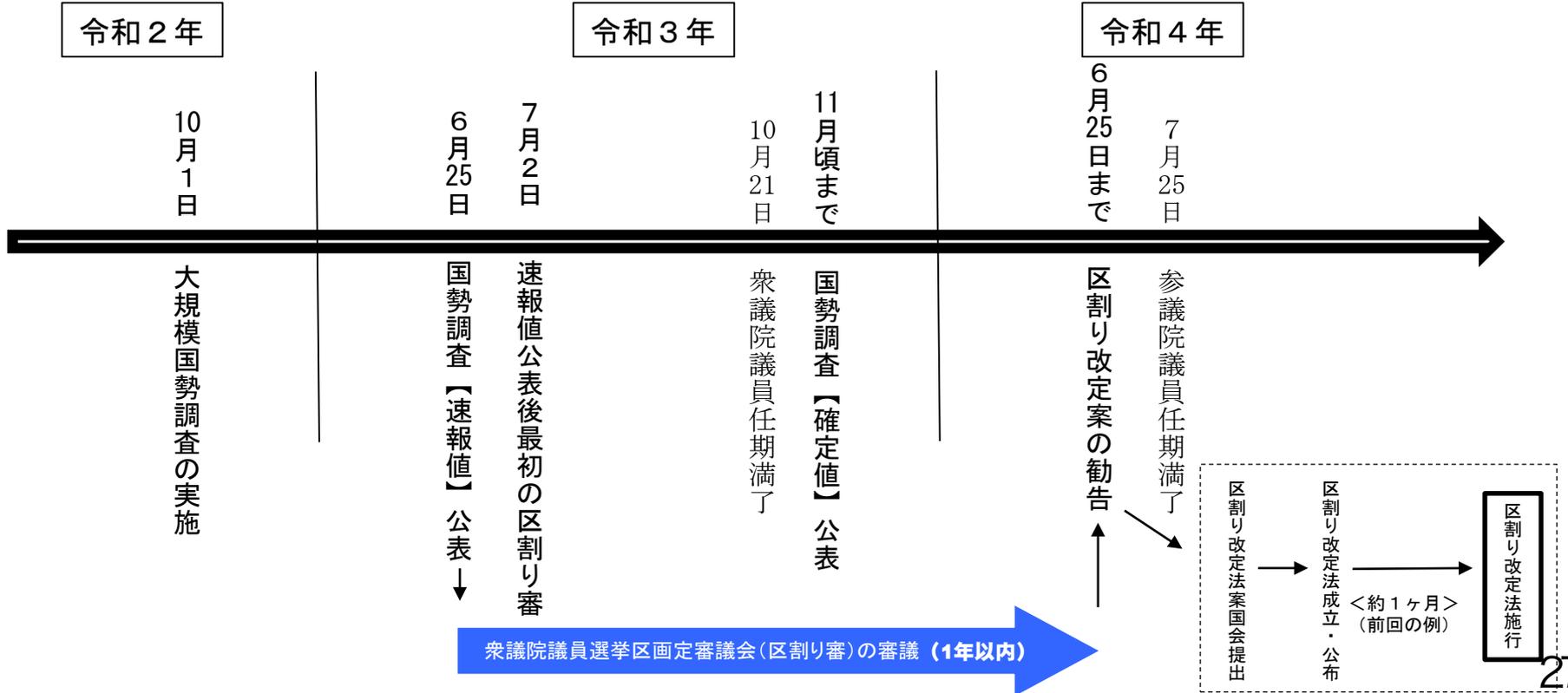
## ○ 参議院選挙区の較差の状況

宮城県選挙区が較差3倍以上（3.026倍）（対福井県選挙区）

# 令和2年国調に基づく衆議院小選挙区の区割り改定について

- 小選挙区の都道府県別定数配分は、10年に1度の大規模国勢調査に基づきアダムズ方式(※)で行う。  
 令和2年国勢調査から適用。(比例代表のブロック別議席配分も、10年に1度の大規模国勢調査に基づきアダムズ方式で行う。)
- ※アダムズ方式 各都道府県の人口をある数で除した場合に、その商の小数部分を切り上げた数値の合計が総定数に一致するような数「X」を求め、当該数「X」を除数として各都道府県の人口を除し、その商の小数点以下を切り上げた数を各都道府県の定数とする方式。
- 各選挙区の人口は、日本国民の人口とする。
- 区割り改定案の勧告は、国勢調査の結果による人口が最初に官報で告示された日から1年以内に行う。

## 【想定されるスケジュール】



## 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

### 3. 国と地方の新たな役割分担等

#### （今回の感染症対策で直面した課題等への対応）

今回の感染症対応で明らかとなった医療提供体制の広域的対応の遅れ、特に大都市圏における広域的対応の未進捗に対処する必要がある。このため、厚生労働省は、大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。総務省は、内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。

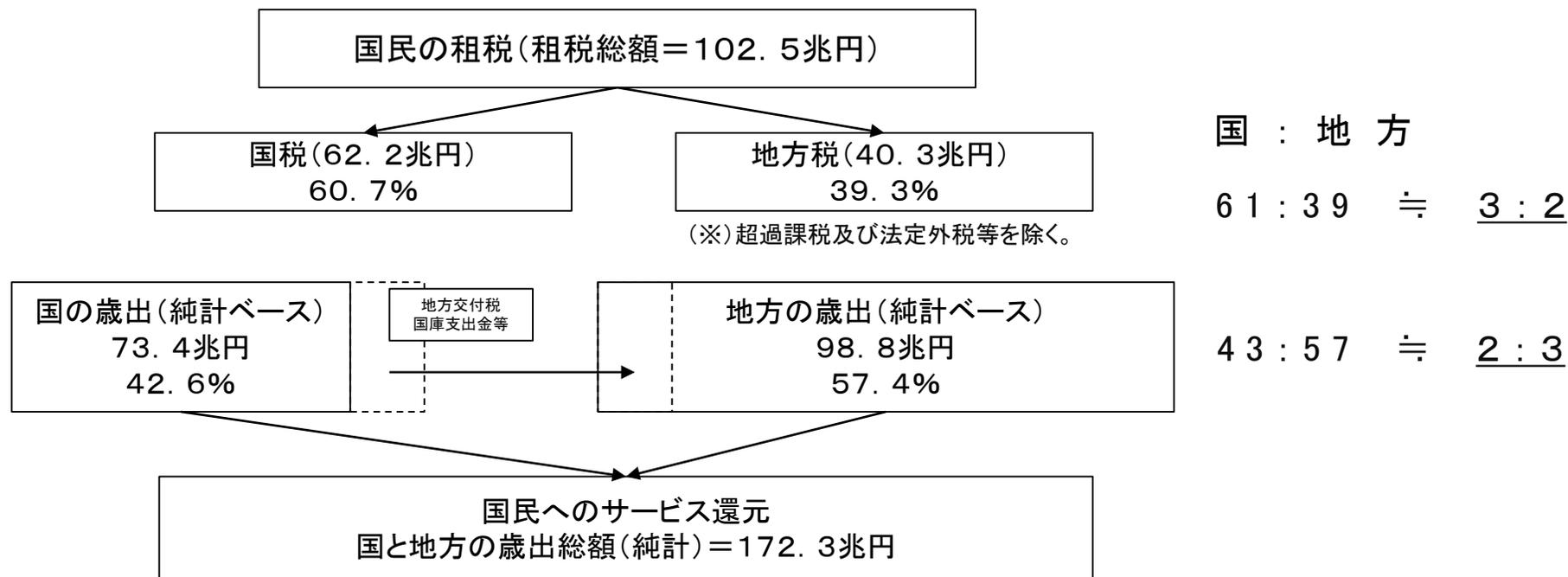
#### （地方自治体間の補完・連携等）

人口減少が著しい地方部では、行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等を活用しながら、市町村間の広域連携や都道府県による小規模市町村の補完等の対応を進める必要がある。このため、厚生労働省は、介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。文部科学省は、教育のデジタル環境整備に向け、イニシアティブを取って、教育データ、デジタル教科書、統合型校務支援システム等の標準化・統一化やプラットフォームの提供を進めるなど、都道府県等とも連携し市町村間の格差を防止・解消する取組を強化する。総務省及び各府省庁は、地方自治体が必要とする専門人材の育成や活用・派遣について、広域連携や都道府県による補完を推進する。また、市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

#### （地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革）

地方自治体業務改革・デジタル化、地方公営企業改革、上下水道の広域化・料金の適正化、地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革・EBPM（証拠に基づく政策立案）を引き続き推進する。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の使途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。総務省は、デジタル化等による地方公会計の財務書類等を始めとする地方財政データのより迅速な公表に取り組む。

# 国と地方の税財源配分の構造（令和元年度）



(参考)

(単位:兆円)

|              | H10    | H15    | H20    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R元     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 租税総額(A)      | 87.1   | 78.0   | 85.4   | 85.9   | 93.9   | 98.3   | 97.5   | 101.4  | 104.1  | 102.5  |
| 国と地方の歳出総額(B) | 156.4  | 147.2  | 150.5  | 165.8  | 167.8  | 168.3  | 168.4  | 168.2  | 169.2  | 172.3  |
| B/A          | 179.6% | 188.7% | 176.2% | 193.0% | 178.7% | 171.2% | 172.7% | 165.9% | 162.5% | 168.1% |
| 名目GDP        | 534.6  | 526.2  | 516.2  | 512.7  | 523.4  | 540.7  | 544.8  | 555.7  | 556.8  | 559.7  |

# 国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

|            | 平成2年度末<br>(1990年度末)<br><実績> | 平成10年度末<br>(1998年度末)<br><実績> | 平成15年度末<br>(2003年度末)<br><実績> | 平成23年度末<br>(2011年度末)<br><実績> | 平成24年度末<br>(2012年度末)<br><実績> | 平成25年度末<br>(2013年度末)<br><実績> | 平成26年度末<br>(2014年度末)<br><実績> | 平成27年度末<br>(2015年度末)<br><実績> | 平成28年度末<br>(2016年度末)<br><実績> | 平成29年度末<br>(2017年度末)<br><実績> | 平成30年度末<br>(2018年度末)<br><実績> | 令和元年度末<br>(2019年度末)<br><実績> | 令和2年度末<br>(2020年度末)<br><補正予算> | 令和3年度末<br>(2021年度末)<br><当初予算> |
|------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 国          | 199<br>(197)                | 390<br>(387)                 | 493<br>(484)                 | 694<br>(685)                 | 731<br>(720)                 | 770<br>(747)                 | 800<br>(772)                 | 834<br>(792)                 | 859<br>(815)                 | 881<br>(832)                 | 901<br>(850)                 | 914<br>(870)                | 1,010<br>(967)                | 1,019<br>(999)                |
| 普通国債<br>残高 | 166<br>(165)                | 295<br>(293)                 | 457<br>(448)                 | 670<br>(660)                 | 705<br>(694)                 | 744<br>(721)                 | 774<br>(746)                 | 805<br>(764)                 | 831<br>(786)                 | 853<br>(805)                 | 874<br>(823)                 | 887<br>(843)                | 985<br>(942)                  | 990<br>(970)                  |
| 対GDP<br>比  | 37%<br>(37%)                | 55%<br>(55%)                 | 87%<br>(85%)                 | 134%<br>(132%)               | 141%<br>(139%)               | 145%<br>(141%)               | 148%<br>(142%)               | 149%<br>(141%)               | 152%<br>(144%)               | 154%<br>(145%)               | 157%<br>(148%)               | 158%<br>(151%)              | 184%<br>(176%)                | 177%<br>(173%)                |
| 地方         | 67                          | 163                          | 198                          | 200                          | 201                          | 201                          | 201                          | 199                          | 197                          | 196                          | 194                          | 192                         | 193                           | 193                           |
| 対GDP<br>比  | 15%                         | 30%                          | 38%                          | 40%                          | 40%                          | 39%                          | 38%                          | 37%                          | 36%                          | 35%                          | 35%                          | 34%                         | 36%                           | 35%                           |
| 国・地方<br>合計 | 266<br>(264)                | 553<br>(550)                 | 692<br>(683)                 | 895<br>(885)                 | 932<br>(921)                 | 972<br>(949)                 | 1,001<br>(972)               | 1,033<br>(991)               | 1,056<br>(1,012)             | 1,077<br>(1,028)             | 1,095<br>(1,044)             | 1,106<br>(1,062)            | 1,204<br>(1,161)              | 1,212<br>(1,192)              |
| 対GDP<br>比  | 59%<br>(59%)                | 103%<br>(103%)               | 131%<br>(130%)               | 179%<br>(177%)               | 187%<br>(184%)               | 190%<br>(185%)               | 191%<br>(183%)               | 191%<br>(183%)               | 194%<br>(186%)               | 194%<br>(185%)               | 197%<br>(187%)               | 198%<br>(190%)              | 225%<br>(217%)                | 217%<br>(213%)                |

(注1) GDPは、令和元年度までは実績値、令和2年度及び令和3年度は政府見通しによる。

(注2) 債務残高は、令和元年度までは実績値。国は、令和2年度については第3次補正後予算、令和3年度については当初予算に基づく見込み、地方は、地方債計画等に基づく見込み。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を普通国債残高に含めている。

(注4) 令和元年度末までの( )内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和2年度末、令和3年度末の( )内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和3年度末で31兆円)である。

(注6) このほか、令和3年度末の財政投融资特別会計国債残高は140兆円。